

○山形県道路公社有料駐車場管理規程

（平成7年9月14日）
（山形県道路公社管理規程第3号）

改正 平成10年12月1日管理規程第5号 平成11年6月23日管理規程第8号
平成12年8月28日管理規程第4号 平成13年2月26日管理規程第2号
平成13年8月1日管理規程第6号 平成26年2月28日管理規程第2号
令和元年7月1日管理規程第2号 令和元年10月1日管理規程第4号

（目的）

第1条 この規程は、山形県道路公社（以下「管理者」という。）の駐車場の運営及び利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 「車両」とは、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。
- 「利用者」とは、管理者との契約により、車両を駐車させる目的で駐車場を利用する者をいい、当該車両の運転者、運行管理者、使用者及び所有者をいう。

（設置）

第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
老野森跨線橋下駐車場	天童市老野森三丁目地内 外
東根跨線橋下駐車場	東根市大字蟹沢字鳥居崎地内 外
城南跨線橋下駐車場	山形市香澄町一丁目地内 外

（管理者の名称等）

第4条 管理者の名称、事務所の所在地は、次のとおりとする。

名 称 山形県道路公社
所 在 地 山形市緑町一丁目9番30号
代表者の氏名 理事長名
代表者の住所 山形市緑町一丁目9番30号

第9編 駐車場管理（山形県道路公社有料駐車場管理規程）

（有料駐車期間）

第5条 駐車場における車両の有料駐車期間（以下「駐車期間」という。）は、別表1のとおりとする。

（営業休止等）

第6条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

（駐車場を利用できる車両）

第7条 駐車場を利用できる車両は、長さ4.9メートル、幅2.0メートル、高さ2.3メートルを超えないものに限る。ただし、管理者が承認した車両は利用することができる。

（駐車料金の額）

第8条 駐車期間における駐車料金（以下「料金」という。）は、別表2のとおりとする。

（料金の徴収）

第9条 料金は、月極とし、別に定める契約によるものとする。

- 2 駐車場を月の半ばにおいて利用した場合、その月の料金は、その月の現日数から駐車しない日を差し引いた日数を基礎として料金の日割り計算を行い、その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（料金の不還付）

第10条 既に納めた料金は還付しない。ただし、駐車場を利用する者の責に帰することができない理由により利用できなくなったときは、第9条第2項の日割り計算により得た額を納付済料金から割戻しをする。

（契約の成立）

第11条 駐車場の利用者は、この規程を承認のうえ、管理者との契約を締結しなければならない。

- 2 管理者は、利用者に管理上必要な指示をし、効率的かつ安全な利用をさせるものとする。

第9編 駐車場管理（山形県道路公社有料駐車場管理規程）

（駐車証の交付）

第12条 管理者は、利用者に駐車証を交付し利用させるものとする。

2 駐車証を亡失又は破損したときは、正当な権限を有することを証明するもの限り再交付をすることができる。

（駐車拒否等）

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否又は退去させることができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき
- (2) 駐車場の施設を汚損し又はき損するおそれがあると認められるとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

（遵守事項）

第14条 利用者は、駐車場内において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の駐車位置に駐車すること
- (2) 他の車両の走行及び駐車を妨げないこと
- (3) 駐車場の施設若しくは駐車中の車両を汚損する行為又はき損する行為をしないこと
- (4) 物品の販売等の商行為をしないこと
- (5) 前各号に掲げるもののほか駐車場の管理に支障を及ぼし、又は他の利用者の迷惑となる行為をしないこと

（事故の届出、応急措置等）

第15条 管理者は次の各号に掲げる場合には、利用者にその旨をただちに届け出させるものとする。

- (1) 利用者が駐車場において交通事故を起こした場合
 - (2) 利用者が駐車場において諸施設、車両及びその積載物若しくは取付物を滅失、き損又は汚損した場合
 - (3) 利用者、車両及びその積載物若しくは取付物に異常を発見し、又は被害の発生があった場合
- 2 管理者は、前項の届出があったとき、若しくは利用者又は車両について事故を発見したとき、又は事故が発生するおそれがあると認められるときは、利用者の同意を得て、すみやかに必要な措置をとるものとする。ただし、緊急の場合には、

第9編 駐車場管理（山形県道路公社有料駐車場管理規程）

利用者の同意を求めないで応急の措置をとることができる。

3 前項の規定は、管理者以外の者の行う応急措置について準用する。

（引取りの請求）

第16条 利用者が契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者又は使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒否したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両に生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第17条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第18条 管理者は、第16条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者又は所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第19条 管理者は、利用者又は所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取

第9編 駐車場管理（山形県道路公社有料駐車場管理規程）

りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還する。

（利用者の損害賠償）

第20条 管理者は、利用者の責めに帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害の賠償を請求することができる。

（免責事由）

第21条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 天災地変その他の不可抗力による事故
- (2) 当該車両及びその積載物若しくは取付物の瑕疵、又はこれらのものの性質による発火、爆発、暴走、腐敗、毀損、変色又は変質
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた盗難、衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第6条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第15条第1項の規定による事故

（補則）

第22条 この規程に定めるもののほか、駐車場の管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

第9編 駐車場管理（山形県道路公社有料駐車場管理規程）

附 則

この規程は、平成7年9月14日から施行する。

附 則（平成10年管理規程第5号）

この規程は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成11年管理規程第8号）

この規程は、平成11年6月23日から施行する。

附 則（平成12年管理規程第4号）

この規程は、平成12年8月28日から施行する。

附 則（平成13年管理規程第2号）

この規程は、平成13年2月26日から施行する。

附 則（平成13年管理規程第6号）

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成26年管理規程第2号）

この規程は、平成26年2月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和元年管理規程第2号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年管理規程第4号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

第9編 駐車場管理（山形県道路公社有料駐車場管理規程）

別表1

名 称	期 間	有料駐車期間
老野森跨線橋下駐車場	通 年	契 約 期 間
東根跨線橋下駐車場	通 年	契 約 期 間
城南跨線橋下駐車場	通 年	契 約 期 間

別表2

名 称	期 間	料 金
老野森跨線橋下駐車場	1 ヶ 月	3,670円
東根跨線橋下駐車場	1 ヶ 月	3,250円
城南跨線橋下駐車場	1 ヶ 月	香澄町側 普通車 12,050円
		〃 軽自動車 9,950円
		城南町側 普通車 11,000円
		〃 軽自動車 8,900円